○東北地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
石巻市河南町広渕字町一三二番一から同市河南町広渕字町北一三五番一まで	前	七・六三～一二・九〇メートル
	後	八・八三～二七・一六　〇・一七三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	上越市柿崎区馬正面字下砂原一一七七番三六から同市柿崎区馬正面字下砂原一二五〇番一六まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月十日

○中部地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十日　中部地方整備局長　富田　英治

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十三号及び二百五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
飯田市中村五〇六番三地内	前	二〇・八二～四一・七三メートル
	後	二〇・八二～四一・七三　〇・〇一六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十三号及び二百五十六号	飯田市中村五〇六番三から同市中村三七五番一まで	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月十日

○中国地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	倉敷市中島字中新田三一五二二番一から同市片島町字道林二六二番一まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月十日

○九州地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十日　九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九号	筑後市大字尾島字船小屋二二八番一から同市大字尾島字船小屋一九一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月十日

○北海道開発局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十日　北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・三・八号弥生通

三　事業施行期間　自平成十四年七月二十四日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十日　北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　紋別都市計画公園事業九・六・一号オホーツク流氷公園

三　事業施行期間　自平成十四年五月二日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし